

令和6年 第6回白石町農業委員会総会（閲覧用）

1 開催日時 令和6年6月5日（金） 午前9時03分～10時05分

2 開催場所 白石町役場 3階大会議室

3 出席委員（35人）

No.	委員氏名	No.	委員氏名	No.	委員氏名
1	木下 善明	14	淵上 誠	27	古賀 茂昭
2	松尾 貴江	15	江口 和広	28	藤井 啓二
3	大曲 弥素男	16	川崎 照子	29	一ノ瀬 美佐子 欠席
4	大串 勝	17	川崎 俊幸	30	橋口 均
5	川崎 勝巳	18	香月 幸雄	31	外尾 美津子
6	岩永 政幸	19	前田 則尋	32	吉原 春樹
7	土井 哲夫	20	松尾 利助	33	岩石 学
8	溝上 博信	21	満田 直昭	34	山崎 三智治
9	香月 伸幸	22	久原 一義	35	生島 義明
10	橋本 重吉	23	久原 勤	36	片渕 秋正
11	中村 康則	24	前田 達雄	37	片渕 久司
12	溝口 昇	25	筒井 恒司		
13	江頭 浩二 欠席	26	池上 勝文		

4 欠席委員（2人）

13番 江頭浩二委員 29番 一ノ瀬美佐子委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2

- 1 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2 農地法第4条の規定による許可申請について
- 3 農地法第5条の規定による許可申請について
- 4 令和6年白石町農用地利用集積計画（6号）の承認決定について
- 5 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

報告事項

- 1 合意解約の報告

業務連絡事項

- 1 令和6年第7回白石町農業委員会総会の日時及び場所
日時：令和6年7月5日（金）9時00分
場所：白石町役場 3階大会議室

6 農業委員会事務局職員

事務局長 山下英治
課長補佐兼農地農政係長 石田善人

農地農政係長
農地農政係

三原淳孝
前山仁美

7 その他出席職員
なし

8 その他

- ・ 中間管理事業における手数料徴収に関する説明会
- ・ 菌体りん酸肥料製造工場の立地について
- ・ 農地パトロールの日程調整について
- ・ 農業委員会だより編集委員会

9 会議の概要

事務局長 皆様おはようございます。

総会前に、いちごトレーニングファームの講師と新しく第6期生になりました3名の方にお越しいただいております。自己紹介をしたいということでございますので、入っていただきます。よろしくお願いいたします。

農業振興課

農業振興課の片渕と申します。今日は、いちごトレーニングファームの新たな講師の先生と6期生の皆さんをご紹介しますと思います。

(講師・6期生の自己紹介)

事務局長 本日は、総会終了後、「中間管理事業における手数料徴収に関する説明会」、「菌体りん酸肥料製造工場の福富地域への立地について」、「農地パトロールの日程調整について」、「農業委員会だより編集委員会」を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。それではただ今から、令和6年6月第6回白石町農業委員会総会を開会いたします。片渕会長、ご挨拶をお願いいたします。

会長 挨拶

事務局長 ありがとうございます。

本日は、13番江頭浩二委員、29番の一ノ瀬美佐子委員から欠席の届けがあつております。

ただ今の出席委員は37名中35名で、定数に達しておりますので、総会は成立しております。

この後の議事進行につきましては、農業委員会会議規則により会長が務めます。ではよろしくお願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、21番、満田直昭委員、22番、久原一義委員を指名いたします。これより議事に入ります。

＝議案番号第 73 号＝

議長 1「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第73号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第73号、議案書は1ページです。

権利の種類は、所有権移転、贈与です。
申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。
申請の事由は、父から子への贈与です。
以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第73号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第73号は申請どおり当委員会において許可することに決定いたします。

＝議案番号第 74 号＝

議長 続きますして、議案番号第74号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第74号、権利の種類は所有権移転、贈与でございます。
申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。
申請の事由は、父から子への贈与です。
以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第74号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第74号は申請どおり当委員会において許可することに決定いたします。

＝議案番号第 75 号＝

議長 続きますして、議案番号第75号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 75 号、権利の種類は所有権移転、売買でございます。
申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。
申請の事由は、譲渡人・譲受人の要望によるものです。
総額〇〇円、10 a 当たりの対価は〇〇円です。
議案の位置図は、1 ページから 2 ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。
地元農業委員として 5 月 23 日に事務局と現地確認を行いました。
申請地は、あっせん申出がなされており、譲受人が購入の意思を示されましたが、
買受候補者としての条件を満たすことができなかつたため、農地法第 3 条の申請を
なされたものです。
譲受人は法人に加入されており、水稻、玉葱など 125a の規模で営農されています。
譲受人は、今後も周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転
については問題ないと判断します。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

〇番 〇番の〇〇です。〇〇さんは、〇〇出身ですか。

事務局 元々、出身は〇〇になります。

〇番 住所を見ると、〇〇の方なので、ずっと作りに来られるのですか。

事務局 お父さんが、ずっと農業をされていて、昨年あたりにお亡くなりになられ、譲渡人
の方が相続をされているということです。

〇番 分かりました。

議長 他にないですか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 75 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 75 号は申請どおり当委員会において許可することに決定いたします。

＝議案番号第 76 号＝

議長 続きまして、2「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第 76 号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 76 号、議案書 2 ページです。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 1 種農地です。

農地区分の該当事項としましては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、①は、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの、②は、既存の施設の拡張でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、3 ページから 5 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 5 月 27 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、農業用倉庫、庭、家庭菜園にするための申請です。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接農地の耕作者などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。

なお、以前から既に無断で転用されていることについては十分指導しております。ご審議をよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 76 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 76 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第 77 号 =

議長 続きまして、議案番号第 77 号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 77 号、申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 1 種農地です。

農地区分の該当事項としまして、①は、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地、②は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としましては、既存の施設の拡張でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、6 ページから 8 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

5 月 27 日に地元農業委員として事務局と現地確認を行いました。

今回の申請地は、親からの相続地で、農業用ハウス、ハウス進入路、庭、家庭菜園として利用しております。

申請人も宅地として登記がなされていると思っていたのですが、農業委員会に確認をしたところ、無断転用をしていたことがわかり、今回、これまでどおり利用していくために、農地の転用の申請になったものです。

申請地は、周辺農地への影響もなく、地元区長、生産組合長、隣接の耕作者などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。

知らなかったとはいえ、無断転用であったことに対し十分指導いたしました。

ご審議をよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 77 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 77 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第 78 号 =

議長 続きまして、議案番号第 78 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 78 号、議案書 3 ページです。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 2 種農地です。

農地区分の該当事項としましては、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地でございます。

許可基準の該当事項としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、9 ページから 11 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 5 月 27 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、農業集落排水の公共柵及び駐車場を目的とする申請です。

周辺農地への影響もなく、区長、隣接土地所有者から同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、以前から無断で転用されていたことについては十分指導しております。

ご審議をよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 78 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 78 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 79 号＝

議長 続きまして、3 「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第 79 号について、事務局に説明を求めます。なお、議事参与の制限により、〇番〇〇委員の退室をお願いします。

事務局長 議案番号第 79 号、権利の種類は、使用貸借権の設定です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、農用地区域内農地です。

農地区分の該当事項としましては、市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としましては、用途区分の変更でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、12 ページから 14 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇でございます。

5 月 27 日に地元農業委員として、事務局と現地確認をいたしました。

申請地は、父の〇〇氏の所有地でございますが、これまで、農機具置場、作業場、資材置場として無断転用して利用されておりました。今回、経営移譲を受けた子の〇〇氏が、これまでどおり農機具置場、作業場、資材置場として利用することは、変りはありませんが、将来、倉庫等の建設等も計画してあることから、農地の転用を申請するものです。

申請地周辺には、民家も少なく迷惑をかけることもないために、区長、生産組合長から同意を得られていることから、転用は特に問題ないと判断いたしました。

これまでの農地の利用につきましては、始末書を提出していただいております。今

後は、無断転用がないよう指導いたしました。

ご審議をよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 79 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 79 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。〇〇委員の入室を許可します。

= 議案番号第 80 号 =

議長 続きまして、議案番号第 80 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 80 号、議案書 4 ページです。

権利の種類は、所有権移転贈与です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 1 種農地です。

農地区分の該当事項としましては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としましては、既存の施設の拡張でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、15 ページから 17 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 5 月 29 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、譲渡人が姉である譲受人に賃貸住宅の排水路として贈与する申請です。

周辺には農地もなく、区長、生産組合長から同意を得られていることから、転用は

やむを得ないと判断いたします。

なお、以前から無断で転用されていたことについては十分指導しております。
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番の○○です。価格の話し合いはありましたか。贈与だけですか。価格はいくら
ですか。

事務局 贈与ということですか。お金のやり取りはありません。

○番 はい、分かりました。

議長 他にないですか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 80 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 80 号は原案のとおり申請を
許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝ 議案番号第 81 号 ＝

議長 続きまして、議案番号第 81 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 81 号、権利の種類は、所有権移転、贈与です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分について、①は、農用地区域内農地、②は、第 1 種農地です。

農地区分の該当事項としまして、①は、市町村が定める農業振興地域整備計画にお
いて、農用地区域内にある農地、②は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にあ
る農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、①は、用途区分の変更、②は、既存の施設の拡張
でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申
請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、18 ページから 20 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として5月27日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、譲渡人から経営移譲を受けた孫である譲受人が、家庭菜園、農業用の資材置場及び倉庫を目的とする申請です。

周辺は譲受人の農地で、区長、生産組合長から同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、以前から無断で転用されていたことについては十分指導しております。

議長 これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第81号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第81号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 82 号＝

議長 続きまして、議案番号第82号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第82号、議案書5ページです。

権利の種類は、所有権移転、売買です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第1種農地です。

農地区分の該当事項としましては、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としましては、既存の施設の拡張でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、21ページから23ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として5月20日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、家庭菜園にするための申請です。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接農地の耕作者などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。

これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第82号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第82号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝ 議案番号第 83 号 ＝

議長 続きまして、4「令和6年白石町農用地利用集積計画(6号)の承認決定について」を議題とします。議案番号第83号について、事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第83号の「農用地利用集積計画(6号)について」ご説明いたします。始めに「所有権移転関係」でございます。今回は3件となっております。詳細は1ページをご覧ください。

続きまして、「利用権設定関係」でございます。2ページから7ページに相対での設定が54件、8ページから17ページの農地中間管理機構への利用権設定関係が116件、合わせて170件の計画が提出されており、賃借権設定が165件、使用貸借権設定が5件となっております。

区分の内訳として新規が113件、また、新規のうち、自作地から新たに利用権設定をされるものが18件ありました。再設定は57件でした。

今回の利用権の総面積は919,650.37㎡です。

利用権設定を受ける借り手につきましては、個人によるものが52件、会社法人によるものが2件、農地中間管理機構によるものが116件となっております。

なお、今回の計画の中で未相続農地は 30 件となっています。

以上、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の各要件を満たすものとして 170 件とも承認が相当と判断いたします。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

まず所有権移転について審議します。なお、議事参与の制限により、○番○○委員の退出をお願いします。

議長 これについて、質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番の○○です。整理番号 3 番、○○の○○さんですが、地元でハウスを借りていちごをされているのですが、今、そのいちごハウスが放棄地のような感じで、草だらけになっています。なので、また増やしていくのか、そのハウスを移設しようと考えているのか、そこの説明をお願いします。

事務局 買い手の今のハウスと思います。あっせんの時、私の方から、荒れているがどうするのかと話はしていきまして、今年が、苗を失敗したので植えていないと話があっけいまして、そこはまだ使いますと話聞いています。

今後、新しく農地を買われていますので、そこにハウスは移設はするけれども、田は田として使わせていただきますとの話は聞いておりますので、まずは、ちゃんと管理してくださいと伝えております。

○番 はい、ありがとうございます。

○番 ○番の○○です。今日、トレーニングファーム生が並ばれましたが、そうやって来られるのはいいですが、途中で、夢あきらめて逃げる人もいます。我々が農地パトロールに行くと、ほとんどが蓮根を止めたのと、いちごだけです。ハウスは残っているので、中はセイタカアワダチソウばかりです。パトロールするのは、毎年同じところばかりで、○○委員が心配するのはそこです。売り手は、売るからいいでしょうけど、買う人は、今作っていない所をきちんとして、買うなら買いなさいと指導すべきでは。

農業委員会も、紹介するだけではなく、講師の方にも、そんなに簡単なことではないと言っておかないといけないと思います。

事務局 ご意見ありがとうございます。トレーニングファームの研修生についても、そういうところも含めて、指導をしていきたいと思っております。

議長 他にないですか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 83 号（所有権移転）について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 83 号（所有権移転）については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

〇〇委員の入室を許可します。

議長 続きまして、利用権設定について審議します。

これについては、議事参与の制限がございます。

〇番、〇〇委員、〇番、〇〇委員、〇番、〇〇委員、〇番、〇〇委員については、該当する整理番号で発言を控えていただきます。

これについて、質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 83 号（利用権設定）について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 83 号（利用権設定）については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

＝議案番号第 84 号 ～ 議案番号第 86 号＝

議長 続きまして、5「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

議案番号第 84 号から 86 号の農地の売渡し希望について、一括して事務局に説明を求めます。

事務局長 議案書 6 ページ、農地の売渡し希望でございます。

議案番号第 84 号。申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、中区の〇〇氏です。

申請理由は、農地集約のための農地処分でございます。

議案の位置図は、24 ページから 25 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 85 号。申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、小城市の〇〇氏です。
申請理由は、離農のための農地処分でございます。
議案の位置図は、26 ページから 27 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 86 号。申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、神埼市の〇〇氏です。
申請理由は、遠方のための農地処分でございます。
議案の位置図は、28 ページから 29 ページをご覧ください。

以上、議案番号第 84 号から 86 号です。

白石町農地移動適正化あっせん事業実施要領 5 の(8)の規定により、農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名することになっています。

なお、主となる予定のあっせん委員の氏名を議案書に記載しています。

もうお一人のあっせん委員の番号と氏名をお願いすることになりますので、それぞれ 2 名、あっせん委員の指名をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長 議案番号第 84 号から 86 号まで、事務局の説明が終わりました。あっせん委員 2 名の選任についてよろしく申し上げます。

議長 議案番号第 84 号。

委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 85 号。

委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 86 号。

委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 それでは、確認をいたします。

議案番号第 84 号、〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員

議案番号第 85 号、〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員

議案番号第 86 号、〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員であっせん委員をよろしくお
願いします。

議長 次に、事務局の担当の職員をお願いします。

事務局長 議案書に記載のとおり。

議案番号第 84 号は、〇〇、議案番号第 85 号と 86 号は、〇〇です。

連絡調整につきましては、担当者へお願いいたします。

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、報告事項に移ります。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

1 合意解約の報告

議長 報告が終わりましたので、続きまして業務連絡に入ります。事務局より業務連絡をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

業務連絡事項

1 令和 6 年 第 7 回白石町農業委員会総会の日時及び場所

日時 : 令和 6 年 7 月 5 日 (金) 9 時 00 分

場所 : 白石町役場 3 階大会議室

2 その他

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前 10 時 05 分

事務局長 引き続き、中間管理事業における手数料徴収に関する説明会を開催しますのでよろしく申し上げます。

(説明会 担当：公社)